

# 農業委員会だより

## 「農地の日」実践活動

岩手県農業会議は、昨年度から毎年7月15日を「農地の日」と定めています。

農業委員会では「農地の日」の実践活動として本年度は遊休農地に対する啓発活動を行いました。

当日は、本庁舎で出発式を行い、高橋会長が「地域の力で遊休農地の発生を防止しよう」とあいさつし士気を高めました。

その後、9班に分かれ市内の商業施設や農業関係施設など合計18カ所に向けて出発しました。

各施設の出入り口付近でチラシの配布を行い、遊休農地について現在の状況を説明し発生防止の協力をお願いしました。地域の皆さんは、立ち止まって配布したチラシを読みな



活動前に出発式を行いました



のぼり旗を掲げながら活動しました

がら私たちの説明に耳を傾け、遊休農地に対しての対応策への意見やアドバイスなどをたくさんくださいました。

気温30度以上の真夏日の活動は大変でしたが、有意義な活動となりました。遊休農地の発生防止と解消に向けていくらかでも貢献できました。

今回いただいたご意見、アドバイスなどは農業委員会の今後の活動に生かしていきたいと考えています。

最後に、「農地の日」の実践活動にご協力いただきました皆さんにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

(農業委員 昆野常行)



遊休農地とは、「現在何も耕作されていない農地で、今後も農地として使用される見込みのない農地」のことです。

農地を管理せず、遊休農地にしてしまうと、元通りにするためには大変なお金と労力が必要になります。

耕起や定期的な草刈りなど、農地の適切な管理に努めましょう。

◇ 遊休農地を発生させないために ◇  
農地は地域で守るという意識を持ち、関係機関・団体と連携しながら、地域でできる対策について考えてみましょう。

◇ 遊休農地の解消に向けて ◇  
解消のための支援が受けられる場合があります。制度を活用し、農地の整備や再生利用に向けて取り組みましょう。

配布したチラシ

## 東北・北海道農業活性化フォーラム開催される

平成26年度東北・北海道農業活性化フォーラムは8月28日、盛岡市民文化ホールで開催されました。東北・北海道から約1600人が出席。基調講演では元食糧庁長官で高崎経済大学理事長を務める弁護士の高木賢氏が、政府の打ち出した農政改革に対する農業委員会の対応と今後の役割について「腰を据え粘り強い行動が必要であり、地域と農業委員会を切り離しては農業は存続できない」と訴えました。活動事例発表では北海道、山形県、岩手県から1人ずつ発表を行いました。特に岩手町農業委員会会長の松本良子氏の発

表はとても興味深いもので、同町農業委員会は県内で最も女性委員の割合が多く、委員数19人のうち6人が女性であり、議会選出による登用だけでなく公選選出への立候補をするよう進めることで女性登用の比率を高めてきたとのことでした。今回のフォーラムで学んだことを参考にし、活動していきたいと思えます。

(農業委員 金成良孝)



講演する高木氏

■審議データ

農地の権利移転・利用権設定等審議内容

上段 審議件数 下段 面積(mi)

農地法	6月	7月	8月
3条	2	3	4
	756	16,860	80,162
4条	2	1	0
	3,309	1,779	0
5条	7	13	12
	5,308	30,027	9,077
適用外証明	4	0	3
	3,610	0	369
農用地利用集積計画	3	4	3
	3,010	13,013	22,782

◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合

◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合

◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合

◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合

◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

家族経営協定のすすめ研修会

家族経営協定締結のすすめ研修会は8月22日、本庁舎5階会議室で行われ、市民、農業委員など40人の参加者が家族経営協定について学びました。

実際に家族経営協定を締結している口内町の昆野広子氏を講師に迎え「農業への思いと家族経営協定」と題し講演していただきました。

昆野氏の家族経営協定の締結歴史は、平成14年の夫婦での締結に始まり19年に長男夫婦を交え、26年に長男への経営移譲のための締結と、3回になります。

この経験から昆野氏は、固く難しいと思われがちな家族経営協定について「どんな形でも良いと思う」と勧め、「家族がお互いに話し合っ



講師の昆野広子氏

り決めをし、同じ目標をもって進むということから、普段あまり話さない親子こそ取り決めが必要。そして、家族が一緒に力を合わせて働けることが締結した一番のメリット」と話されました。

このことから、家族経営協定が、思いやりや絆をますます強固なものにし、家族の和らいた雰囲気をつくることのできるものだと感じました。

（農業委員 平野直志）

家族経営協定締結

農業委員会は、8月11日に2組の家族経営協定締結調印式を本庁舎5階会議室で行いました。

協定を締結した2組の家族は、経営の目標や役割分担などを話し合い、その内容を文書にした協定書に調印しました。これで市の協定を締結した家族は延べ92組となりました。

家族経営協定って何？

家族経営協定とは、家族全員が意欲をもって農業経営に取り組むことができるように経済面、生活面について話し合いを行い、取り決めた事項を文書化するものです。家族で話し合うことにより就業、生活の状況を明らかにし、家族全員の経営への意欲的な参加を目指します。



家族経営協定締結調印式

◆締結するとメリットがいっぱい！

締結すると次のような支援が受けられます。

- ① 認定農業者になることができます。
- ② 農業者年金保険料が補助されます（国庫補助）。
- ③ 農業改良資金を借りられます。
- ④ エコファーマー認定を受けられます。
- ⑤ 青年就農給付金がもらえます（夫婦申請型）。

興味のある人は、農業委員会事務局まで気軽にお問い合わせください。

新農業委員紹介

花巻農業協同組合からの選任委員であった菊池正志氏が退任し、新たに加藤勝信氏が農業委員に就任しました。



発令年月日 平成26年7月1日  
花巻農業協同組合  
加藤勝信(和賀町藤根・農地部会)